

山口市担い手経営革新加速化支援事業の概要

1 目的

補助対象者が実施する規模拡大、生産の効率化、複合経営化の農業経営改善に係る取組の初期投資の軽減を図ることで、取組を加速させることを目的とする。

2 対象者、補助率及び補助限度額

| | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 対象者 | 山口市内に所在地又は住所を有する者であって、以下のいずれかを満たす者とする ・認定農業者であること ・認定新規就農者であること |
| 補助率 | 対象経費の3分の1(千円未満は切り捨て)以内 |
| 補助限度額 | 40万円 |

3 要件(全て満たすこと)

- (1)規模拡大、生産の効率化、複合経営化のいずれかを目的とすること。
- (2)本事業により導入する機械が既存の機械の更新に当たる場合、当該既存の機械の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)に定める耐用年数を過ぎていること。
- (3)本事業により導入する機械又は施設が中古の場合は、当該機械又は施設の耐用年数がおおむね3年以上であり、かつ、中古機械については、農業機械整備士等の資格を持つ者による整備保証を受けたものであること。
- (4)利用区域又は保管場所が山口市内であること。
- (5)他の事業の補助対象となっているものは対象としない。
- (6)当該年度に「山口市がんばる農業者支援事業」を申請していないこと。

※令和6年5月8日から営農の継続のための機械等の導入を支援する「山口市がんばる農業者支援事業」(補助率 1/3、補助上限 20 万円)の受付を行います。補助額が少額な方は、ご検討ください。

4 対象経費

農業施設・機械の購入に要する経費(消費税を除く)であって、取組の加速化に必要と認められるものとする。

※ただし、トラック、刈払機、チェーンソー、パソコン等農作業の用途以外に供される汎用性の高いものは補助対象外とする。

【裏面に続く】→

5 受付日時及び場所

【令和6年度】

令和6年4月22日(月) 午後1時 ~ 午後5時

山口市役所山口総合支所 会議室棟1階 会議室 C で受付

令和6年4月23日以降

山口市役所本庁舎2階 農業振興課 午前9時 ~ 午後5時

※申請総額が予算額を超過した場合、抽選により採択者を決定します。先着順ではありません。

※令和6年4月23日以降、申請総額が予算額を超過した場合は受付を終了します。